

草津市隣保館等運営審議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、草津市隣保館等運営審議会規則（昭和46年草津市規則第11号）第6条の規定に基づき、草津市隣保館等運営審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議を傍聴できる者（以下「傍聴者」という。）の数は、10人とする。ただし、会議場の事情により傍聴者の人数を制限することができる。

2 傍聴希望者の数が前項の数を超えるときは、抽選により傍聴者を決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって会長が特に認めるものは、会議を傍聴することができる。

(傍聴することができない者)

第3条 次の事項のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を認めない。

(1) 鉄器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) その他会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴者に対しては、次の事項を守り、静穏に傍聴するよう求め、会議の公正かつ円滑な運営に努めるものとする。

(1) 写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。ただし、報道機関の取材活動について、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(2) 会議における言動に対して、拍手その他の方法により、公然と賛否を表明しないこと。

(3) 私語、談話等をしないこと。

(4) 鉢巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 飲食または喫煙をしないこと。

(7) 他の傍聴者の迷惑になるような行為その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

2 傍聴者がこの指針に定める事項に違反する場合は、会長がこれを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(職員の指示)

第5条 傍聴者は、すべて市職員の指示に従わなければならない。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成22年5月20日から施行する。

この要領は、平成24年12月3日から施行する。